

農業倉庫・カントリーエレベーターの自己点検 および巡回指導の見直しについて

農業倉庫・カントリーエレベーターの保管管理については、全農秋田県本部との業務委託契約により当協会が保管管理指導業務を担い誠実に履行しておりますが、事業環境等変化する中、全農県本部との協議を踏まえ、平成31年4月より以下のとおり見直しを図ることとしました。

1. 自主点検の実施

- (1) J A等は自ら作成した要領・マニュアルに基づき、農業倉庫の保管管理やカントリーエレベーター運営管理が適正に行われているかをJ A等の責任者が定期的に確認し、自らの責任において保管管理を徹底します。
- (2) 具体的には、農業倉庫は保管管理日誌に記載されている「自己点検表」(別紙1)を活用し、カントリーエレベーター等は「カントリーエレベーター等運営管理・環境整備点検表」(別紙2)を活用した点検を毎月1回実施します。

2. 巡回指導の実施

当協会では保管管理に係る巡回指導を引き続き担いますが、今後J Aの自主性を尊重し、以下のとおり見直しを図ります。

- (1) 農業倉庫については、J A等の責任者が実施した「自己点検表」(別紙1)を確認するとともに必要に応じて現場確認を行い直接指導します。
- (2) カントリーエレベーター等については、「カントリーエレベーター等運営管理・環境整備点検表」(別紙2)を確認するとともに必要に応じて現場確認を行い直接指導します。
- (3) なお、巡回指導の「結果報告」は従来どおりJ A等に対し実施します。

以上